

市県民税の申告と所得税の確定申告

正しい申告と早めの提出を!!

～受け付けは2月16日(火)～3月15日(月)まで～



申告受付期間と会場

◇市県民税の申告および所得税・消費税の確定申告

【受付期間】

2月16日(火)～3月15日(月)
※給与所得および年金所得者の還付申告のみ2月9日(火)から受け付けます。

【受付時間】

午前8時30分～午後5時

【会場】

●市役所南分館（本庁舎南側）

※南分館の駐車場が満車の場合は、旭二中東側の市役所駐車場を利用してください。

●海上支所1階会議室

●飯岡支所2階会議室

●干潟支所1階会議室

今年も、税金の申告時期が近づいてきました。準備はもう済みでしたか。例年、申告期限の間際になると、窓口は大変混み合います。早めに準備して混雑しないように申告を済ませましょう。

税務署職員による出張申告指導や、税理士による無料申告相談（今年度は商工会館で開催）も行われますので、利用してください。

申告が必要な人

〔市県民税の申告〕

今年の1月1日現在、旭市内に住んでいて、平成21年中（1月～12月）に営業、農業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人。

※税務署へ所得税の確定申告書を提出した人、給与所得だけで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人は、市県民税の申告書を提出する必要はありません。

無収入でも申告を！

昨年中、老齢や無収入などで所得の無かった人も、申告書の「前年中所得のなかった人の記入欄」に記入して提出してください。これは、各種証明書の交付や国民健康保険税の軽減、児童手当（改正予定）などの給付に必要な資料となります。

〔所得税の確定申告〕

▼事業所得や不動産所得、年金

所得などがある人で、平成21年中の所得金額が、基礎控除（38万円）とそのほかの所得控除の合計額を超える人。

▼給与収入が、2,000万円を超える人。

▼給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人。

※20万円以下でも市県民税の申告が必要です。

▼2か所以上から給与を受けている人。

▼同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほかに貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている人。

申告のときに必要なもの

(1) 申告書と印鑑。

(2) 給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書。

(3) 営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿など。

※固定資産税があるときは納税通知書（課税明細も併せて）

(4) 雑損、医療費、社会保険料、寄附金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や証明書など。

※国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

(5) 前年確定申告をした人は、申告書の控（申告書作成の参考

になります）。

申告の混雑解消に協力を

●各経費、医療費はあらかじめ集計を済ませてきてください。集計が済んでいない人は、集計が終わるまで順番を待っていただきます。

●次の人は銚子税務署または青色申告会で申告されるか、最寄りの税理士に依頼してください。

(1) 青色申告の人。

(2) 事業、農業、不動産所得のある白色申告者で収入金額合計が1,000万円以上の人。

(3) 土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、山林所得のある人。

(4) そのほか、複雑な案件。

申告書の発送

▼所得税および消費税の確定申告書は1月22日(金)、銚子税務署から発送予定です。

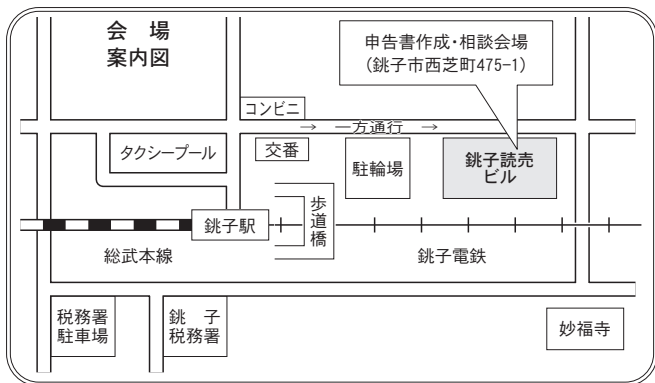
※「青色申告決算書」はすでに発送済み。

▼市県民税申告書は2月1日(月)発送予定です。

※昨年度、扶養家族として申請のあった人へは送付しないため、平成21年中に28万円以上所得のあった人は、市役所税務課へ問い合わせてください。

銚子税務署申告書作成・相談会

期間／2月1日(月)～3月25日(木)
※土・日曜日および祝日を除く
時間／午前9時～午後5時
会場／銚子読売ビル2階(昨年同様 銚子市西芝町475-1)
JR 銚子駅から徒歩3分
※税務署内には、申告書作成・相談会場は設けていません。
※3月26日～3月31日まで(土・日曜日を除く)は旭県税事務所銚子支所(銚子市清川町1丁目6-12)で申告書の作成・提出を受け付けます。
税務署では、確定申告書など



主な市県民税の税制改正

市県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象を拡大、市への申請手続きも不要に

今回の税制改正で、平成21年～25年までに入居した人も住宅借入金等特別税額控除の対象となり、手続きの方法なども変更となりました。

〈控除額〉

次のいずれか小さい額(最高97,500円)。

- 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額。
- 所得税の課税総所得金額などの額に、5%を乗じた額。

〈控除適用期間〉

所得税の住宅借入金等特別控除の対象期間。

〈手続きの方法など〉

- 初年度は所得税の住宅借入金等特別控除の確定申告をしてください。
 - 2年目以降は、給与所得のみで年末調整が済んでいる人の場合、勤務先などから給与支払報告書の提出がされれば、申告などの手続きは不要です。くわしくは、銚子税務署に問い合わせてください。
- ※この改正に伴い、平成11年～18年末までに入居した人も、毎年行っていた市への申告が、平成22年度からは不要となりました。

給与支払報告書・源泉徴収票は2月1日(月)までに提出を

給料、賃金などの支払者は、2月1日(月)までに「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。また、同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」をすべての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署へも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った人や臨時の従業員に賃金などを支払った人も同様です。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、自宅のパソコンで所得税の確定申告や

インターネットで利用できるサービス(e-Taxなど)

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、自宅の

〈問い合わせ先〉

所得税の確定申告
銚子税務署(☎0479-22-1571)
市県民税の申告
市役所税務課(☎62-5321)

利用してください 税の無料相談会

◆ 所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談会

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

期 日	場 所
2月4日(木)	旭市働く婦人の家第1講習室

◆ 税務署の所得税・消費税の出張申告相談

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～4時

期 日	場 所
2月16日(火)・24日(水) ※26日(金)	市役所南分館(本庁舎南側)
2月18日(木)	海上支所1階会議室
2月17日(水)	飯岡支所2階会議室
2月19日(金)	干潟支所1階会議室

※26日は土地や家屋などの譲渡所得がある人の申告相談も行います。

◆ 税理士の無料申告相談

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

期 日	場 所
3月2日(火)～4日(木)	旭市商工会館